水俣病補償の行くえ

楽観を許さぬ前途

第三者機関の発足待ち

望まれる行政の積極性

県政解説

斎藤厚生大臣は、水俣病の補償問題解決のため、二月中に調停のための第三者機関を設置すると患者家庭互助会に約束している。寺本知事は七日上京して「第三者機関に側面協力」の意向を伝える予定だ。しかし、寺本知事の最近の発言には、何となく問題からの"逃げ"が感じられる。昨年九月の公害認定からやがて半年になろうとしている。第三者機関が設置されれば、問題解決への第一歩がようやく踏み出されるわけだが、それでも前途は必ずしも楽観を許せそうにない。

（南記者）

いま、県政記者団の間には"二番目の父"ということばがはやっている。

一月二十七日、患者家庭互助会の代表が第三者機関の設置に寺本知事の協力を求めるために県庁を訪れた。代表の一人が「知事は県民の父であり、知事に第三者機関に入ってもらいたい」と懇請した。知事の答えは「水俣病問題では水俣市長が一番目の父であり、私は二番目の父だ」というものだった。

患者家庭互助会の代表は、その答えを聞いて途方にくれた。記者団は「知事の冷たい理屈」と感じた。"二番目の父"は、都合のいいときに使われることばになった。

三日の、寺本知事と記者団との定例会見で、知事は其紙が掲載した知事の批判記事に反論しながら水俣病補償問題での知事の基本的態度を改めて説明した。

それは❶世間には、私が冷淡だとの批判もあるが、私は冷淡ではない。昨年九月の定例県会で、私は三十四年にチッソと患者側が結んだ協定には、事情変更の原則が適用さるべきだと言ったが、これは補償問題のお世話をしようと思って言ったのだ❷三十四年の協定は、いわば第一審だ。第一審にタッチしたあっせん委員（寺本知事ら県内有力者）は、第二審ともいうべき今度の第三者機関に参与して入るべきではない―という従来の主張の繰り返しだった。

記者団から、確認の意味で「水俣病問題では、知事はいまでも二番目の父と思っているか」との質問が出た。知事は「そうだ」と答えた。「それでは、佐藤総理は患者にとって三番目の父か」との記者団の再質問には、知事は笑って答えなかったが、「知事の話には理屈が多過ぎる」とのある記者の発言には「それはそのはずだ。私が考えに考えた理屈だから」と応じた。

住民にとって、その地域の市町村長が住民のめんどうをみる第一の責任者であり、国と市町村の中間にある県知事は第二の責任者だという"理屈"には、行政機構を考えれば一面の真理がある。しかし、困っている患者家庭互助会の人々にそう言い放つのは冷酷に過ぎないか。

三十四年のあっせんのとき"二番目の父"などと言わなかった寺本知事が、今度それを言うのはなぜか。

知事の論法でいけば、水俣病問題ではあるいは佐藤総理でなく斎藤厚生大臣が"三番目の父"になるのかもしれないが、もし斎藤大臣が「私は三番目の父だから」と患者側をすげなくあしらったら、患者側はだれにその苦しみを訴えたらいいのか。

県当局の間には「国が公害病に認定して寝た子を起こしたのだから、あと始末（補償問題のこと）も全面的に国でやるべきだ」との気持ちがあるように思われる。

一方厚生省内部には「関田前厚生大臣は、大臣としてではなく、むしろ熊本県選出代議士として公害病に認定したんだ。そのシリぬぐいをさせられるのは迷惑」という声もあるという。行政当局のこのような姿勢から、補償問題にすっきりした結論が出るとは期待できない。

昨年九月二十六日の公害病認定の前後、患者家庭互助会の一部には訴訟しようという強硬意見もあった。公害認定に先立って九月二十二日現地を見舞った関田前厚相は、訴訟でなく話し合いで解決した方がいいと患者側に言った。訴訟は提起されなかった。互助会は自主交渉を基本路線として十月九日からチッソと交渉に入った。しかし十二月二十五日の第四回交渉でもチッソからの補償額の具体的回答はなかった。チッソは、国に基準を示してもらうと言い、患者側もやむなくこれに同意した。しかし国は、基準は示せないと断わり、その代わりに行政調停のための第三者機関をつくる考えを明らかにした。その考えを明らかにしながらも、いまになって「本当は訴訟で片づけてくれるといいが」との意見も行政当局者の間からちらほら出ている。行政調停をめんどうくさいと思っているフシがある。

確かに、水俣病補償での行政調停にはむずかしい面がある。寺本知事は三日の記者会見で「行政調停にはルールがある。当事者双方が常置の機関を持っていること、実質的交渉がある程度進んでいること、判例があることなどの条件が必要だ。これらの条件がないと調停はやりにくい。しかし水俣病補償では、このうちの一つの条件もない」と述べた。

このような困難な事情に加えて、行政当局者が消極的な姿勢でしか取り組まないとしたら、問題は容易には片づかないだろう。

水俣病は、日本経済の高度成長期における工業優先主義の政府施策が生んだ不幸な公害病だといえる。その意味では政府に責任がある。また、基本的に地域住民の立ち場に立つべき県や市当局には、公害の発生をチェック出来なかった責任があろう。国も県も市も、補償問題に消極的態度を取るのは、許せないことではなかろうか。